

特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

第6回 中村川流域治水緊急対策推進会議
令和6年7月8日(月)

中村川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制 のための 許可が必要 です

- 中村川は、令和6年7月、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、**特定都市河川**に指定されます。
- 特定都市河川の指定は、雨水流出の抑制や土地利用規制など、**流域一体となった浸水被害防止対策**に取り組むことを目的としています。

- 特定都市河川の流域では、田畑など締め固められていない土地で行う **1000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（雨水がしみ込みにくくなる行為）について、青森県知事の**許可が必要**となります。

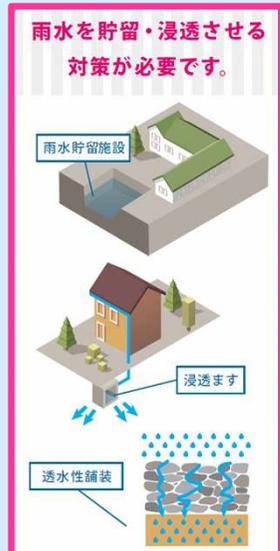
- 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置が必要**です。

- また、許可に伴い設置された**雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為**も、青森県知事の**許可が必要**です。

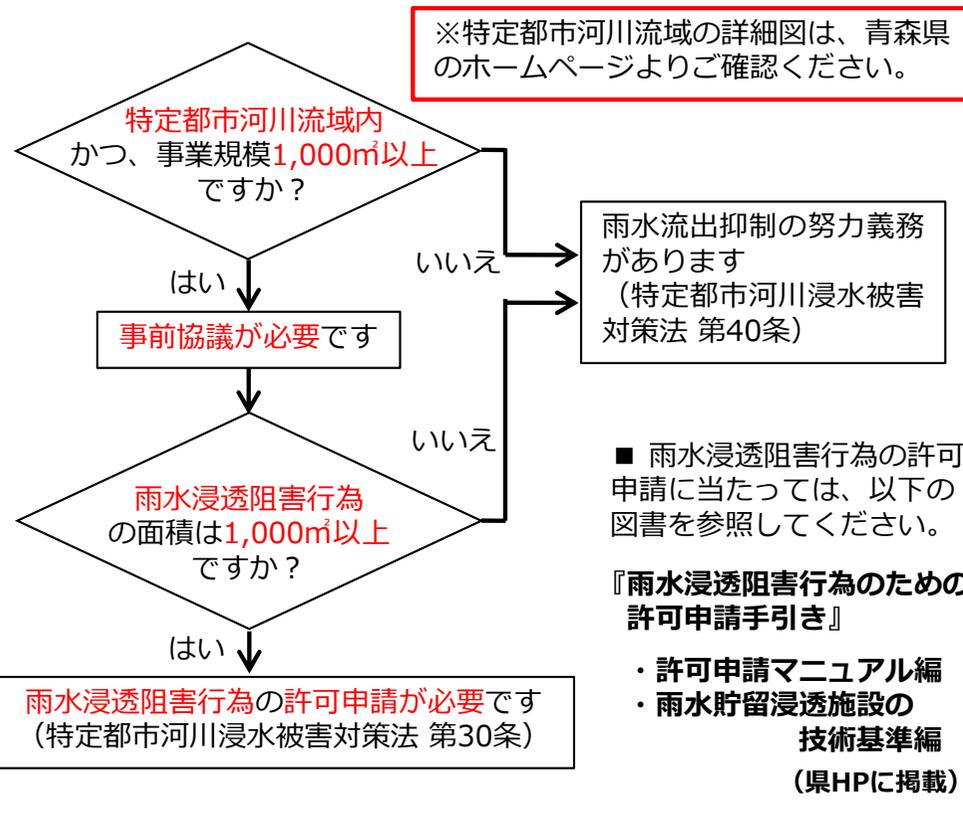


※中村川流域：降った雨が中村川に流れ込む範囲

【雨水の浸透を阻害する開発行為の例】



雨水浸透阻害行為の許可申請フロー



許可申請の受付窓口

申請先	許可申請の受付窓口
青森県知事	青森県県土整備部 河川砂防課 【代表】017-722-1111(内線6732)

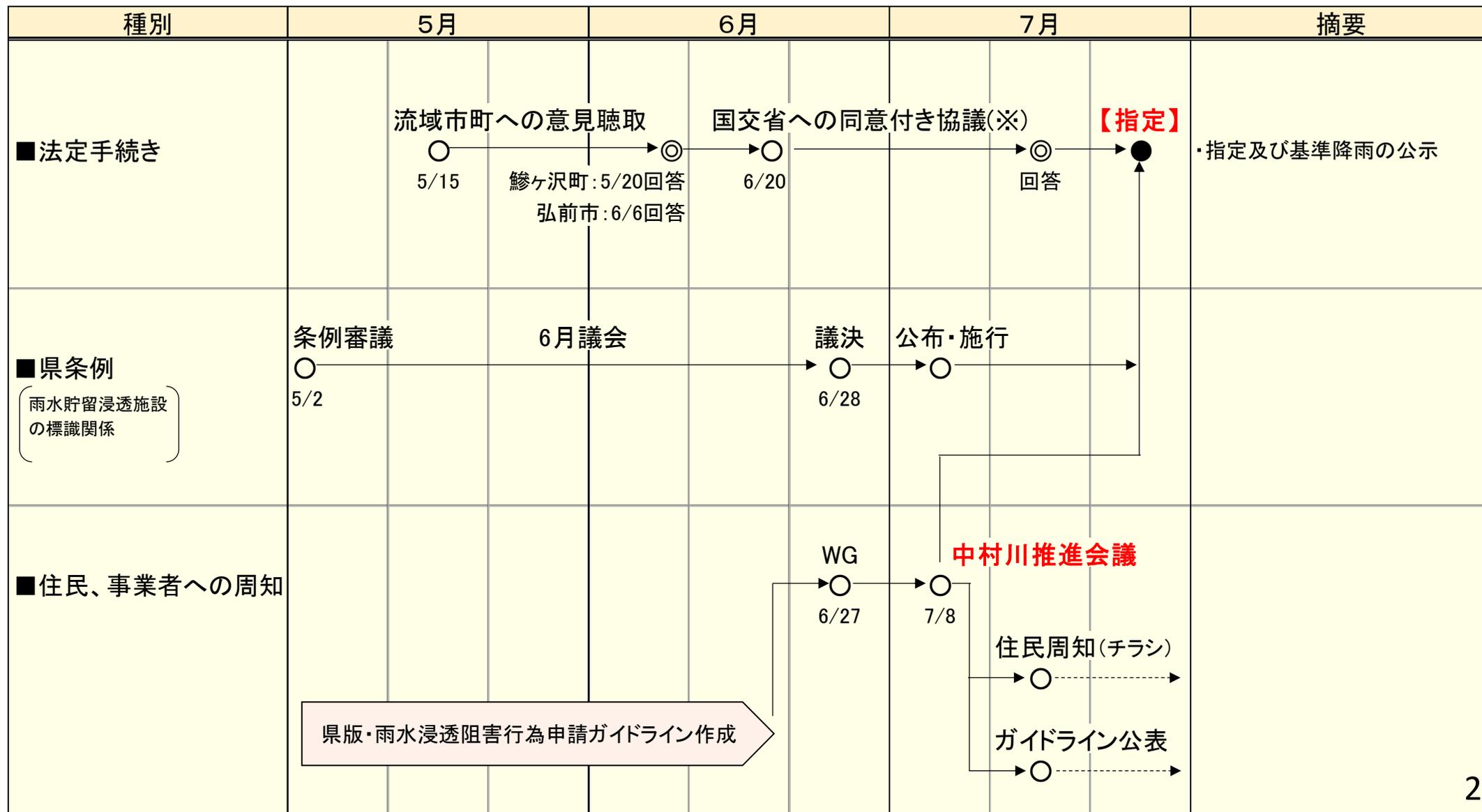
詳細は、青森県のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/>



中村川 特定都市河川・特定都市河川流域 指定に向けた スケジュール

※ 現在、国交省と特定都市河川指定に係る協議を進めているところであり、その状況によっては、スケジュールが変更となる可能性がある。



■ 6/27ワーキンググループにおける主な意見と県の考え方

意見	県の考え方
<p>・特定都市河川の指定は、県の判断で行うということか。 （公聴会の開催等、住民の意見を聞く場を設けないのか。）</p>	<p>・中村川では、これまで、氾濫による被害が度々発生しており、特に、令和4年8月の大雨による氾濫は、内水氾濫と相まって、鱒ヶ沢市街地に甚大な浸水被害をもたらしました。</p> <p>・こうした状況を踏まえ、再度災害の防止・軽減を図るため、中村川の流域関係者が協働し、ハード・ソフト一体となった対策に多層的に取り組む「流域治水」について、緊急的に推進していくこととしました。</p> <p>・現在は、県による河川改修の加速化や、鱒ヶ沢町による内水対策の強化、国・県等による森林整備、及び、農地所有者に対する田んぼダムの普及啓発等、様々な取組が進められているところです。</p> <p>・こうした取組に加え、気候変動の影響により、今後、更に激甚化・頻発化する水災害から、住民の生命・財産を守るためには、中村川流域全体で、雨水流出の増加を防ぐ取組など、流域一体となった浸水被害防止対策を推進していく必要があります。</p> <p>・このため、中村川を特定都市河川に指定し、一定規模以上の開発行為に対し、雨水貯留浸透施設の設置を求めることにより、中村川への雨水流出の増加抑制に取り組むものです。</p> <p>・今後、住民から問い合わせ等があった場合は、流域市町と連携の上、上記の趣旨について、丁寧に説明し、御理解いただけるよう対応して参ります。</p>